

新しく医療費控除特例が創設されて

医療費控除が受けやすくなりました。

### 医療費控除の特例新設

現行の医療費控除とは選択適用制で、年間12,000円を超える一定の『スイッチOTC医薬品』を購入した場合の医療費控除の特例が新設されました。

薬局・ドラッグストアなどで販売されている一部の医薬品のことです。  
今後スイッチOTC医薬品とはっきりわかる表示を検討中とのことです。

#### 現行の医療費控除

適用期間	制限なし
対象者	居住者
対象支出	自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る医療費
控除額	(その年中に支払った額 A) - B A. 保険金などで補てんされる金額 B. 10万円(総所得金額等が200万円未満の人は総所得金額等×5%)

#### スイッチOTC薬控除(医療費控除の特例)の概要

適用期間	平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間
対象者	健康の維持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組(1)を行う居住者 (1)「一定の取組」・・・医師の関与がある次の検診等又は予防接種 特定健康診断 予防接種 定期健康診断 健康診査 がん検診
対象支出	自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る一定のスイッチOTC医薬品の購入の対価
控除額	(その年中に支払った額 保険金等の額 2) - 12,000円 <b>88,000円が限度</b> (2)「保険金等の額」・・・保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補てんされる部分の金額

### 控除を受けるための手続き

医療費控除を受けるためには確定申告が必要です。  
医療費の支出を証明する書類を保存の上、  
コーディネーターへご相談ください。



税理士法人大平経営会計事務所

〒440-0083

愛知県豊橋市下地町字横山 45 番地の 1

TEL : 0532-53-5333 FAX : 0532-53-5118